

ガス事業制度の課題について

平成26年5月2日

関西電力株式会社

1. ガス大口市場への新規参入状況
2. ガス事業制度の課題
3. 同時同量制度
4. ガス導管の増強コスト負担
5. 託送料金の透明化

1. ガス大口市場への新規参入状況

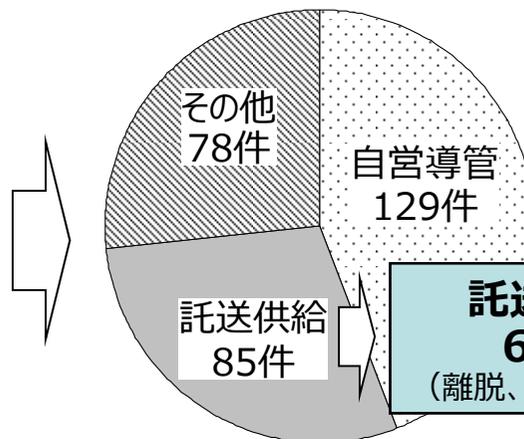
<大口供給実績> (一般ガス事業者以外)

事業者名	件数
関西電力	65件
エネルギーアドバンス (東京ガス 子会社)	31件
東京電力	24件
三愛石油	20件
中部電力	20件
甲賀エナジー	17件
国際石油開発帝石	15件
エネロップ	12件
...	
計 34事業者	292件

出典：第1回ガスシステム改革小委員会資料 [H25.11]
(H25.3現在の大口供給届出ベース) を元に作成

<参入方法別大口供給実績>

(一般ガス事業者以外)



出典：第1回 ガスシステム小委員会資料
(大口届出書からエネ庁作成) から抜粋

(内訳)

関西電力 46件
他電力 16件 (推定)
(東京・中部)
電力以外 3件 (推定)

○ 現状、託送利用して新規参入している実績は65件あるものの、利用している事業者は、ほぼ**関西電力、東京電力、中部電力の3社に限られる**

このうち、**自社で「託送設備」を持ち、「ガス保安体制」を整備しているのは、関西電力のみ**

○ 今後、「**より多くの需要家に選択肢拡大を図る**」ためには、**広範囲の需要家に供給できる「託送供給による拡大」が必要**

○ しかしながら、**託送供給を利用してガス大口市場へ新規参入するのは、非常に困難**なのが実態

2. ガス事業制度の課題

I. 運用面

- ◆ **ガス保安制度** : **新規参入者が保安体制を構築する必要があり、実質的な参入障壁**
⇒ 次回以降のガス小委で議論

- ◆ **同時同量制度** : **託送設備の効率的な運用阻害と通信装置等のコスト負担により新規参入を阻害**
⇒ 3 - 1 ~ 4

- ◆ **二重導管規制** : 現状の規制基準では、直接導管供給が極めて限定的
⇒ 基地周辺など経済合理性のあるものについては、**二重導管規制を大幅に緩和**

- ◆ **契約切替手続き** : 託送検討(需要側)を行う毎に検討料の支払いが生じ、検討期間も2ヶ月を見込んでおく必要があり、円滑な切り替えが不可 ⇒ **検討料の一般負担化、検討期間の大幅な短縮**

- ◆ **一括供給** : マンション、テナントビル等は入居する需要家毎の個別契約しかできず、需要家利益を阻害
⇒ **一括供給による需要家利益の拡大**

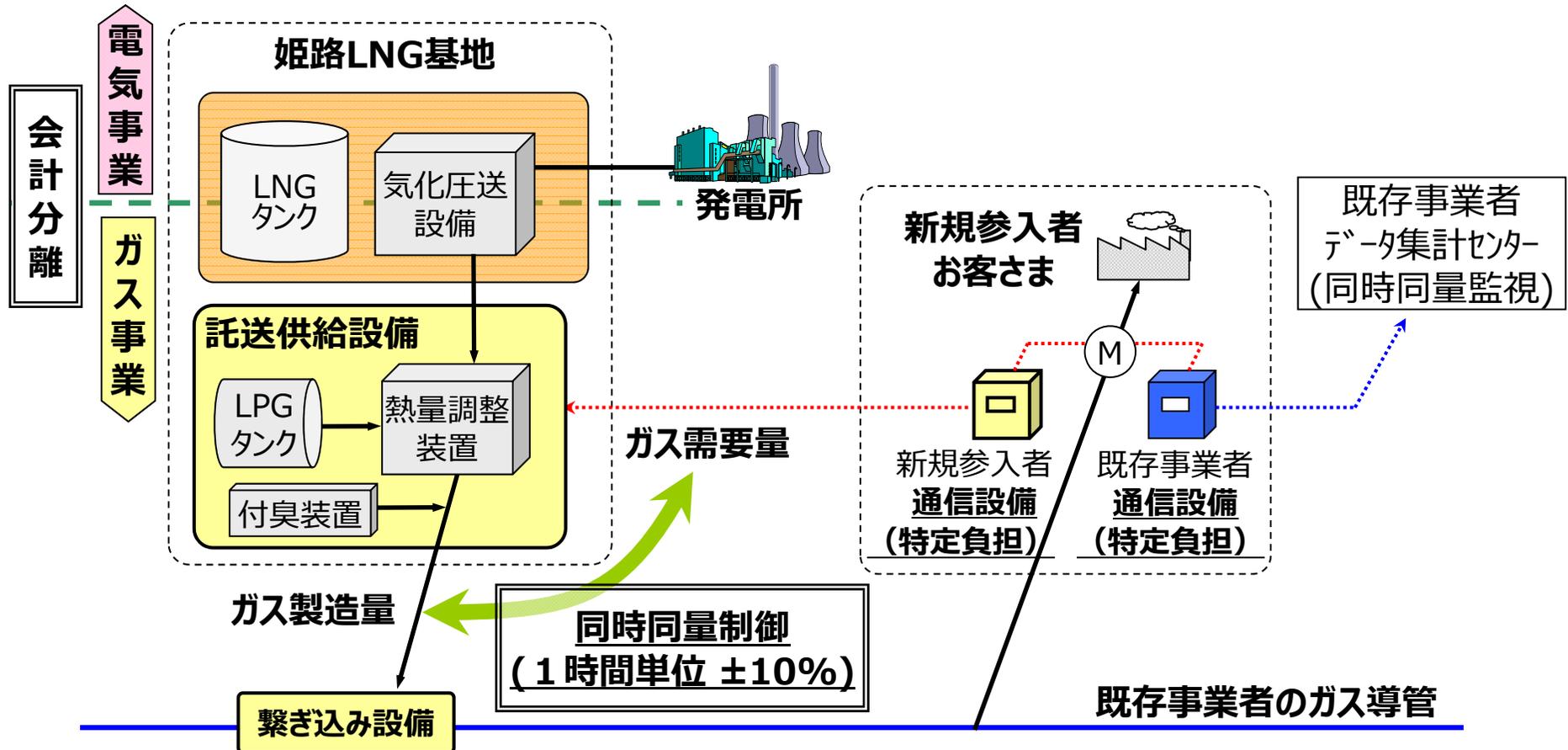
II. 設備形成面

- ◆ **ガス導管増強コスト負担** : 「既存事業者のネットワークへの接続導管コスト」および「既存導管の増強コストの負担」のイコールフットィングの確保 ⇒ 4 - 1 ~ 2

III. 料金面 (託送料金の透明化) ⇒ 5 - 1 ~ 2

- ◆ **気化圧送原価** : 経過措置 (H30年まで) を待たず、**早期の気化原価の撤廃**
- ◆ **超過利潤** : 託送収支の**超過利潤 (経営効率化分も含む全て) の用途を託送部門に限定**
- ◆ **託送料金(約款)規制** : 現行の届出制から**「値上げ : 認可制、値下げ : 変更命令付き届出制」に変更**

3-1. 同時同量制度の仕組み



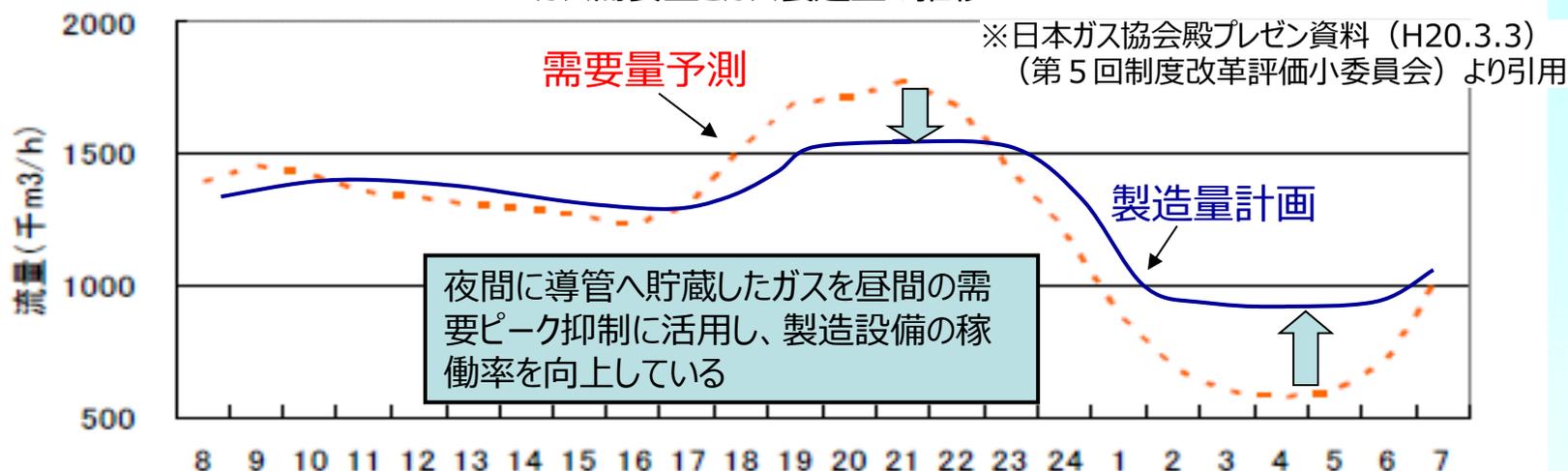
「1時間単位の同時同量」：託送供給の利用時は、ガス製造量をガス需要量の実績※に合わせ、その差を「1時間単位±10%以内」の範囲に収めることが必要

「通信装置の設置」：新規参入者は通信設備を各お客さまに設置※するとともに、既存事業者も同時同量監視のために、別途、通信設備を設置し、その設置費用は新規参入者の負担

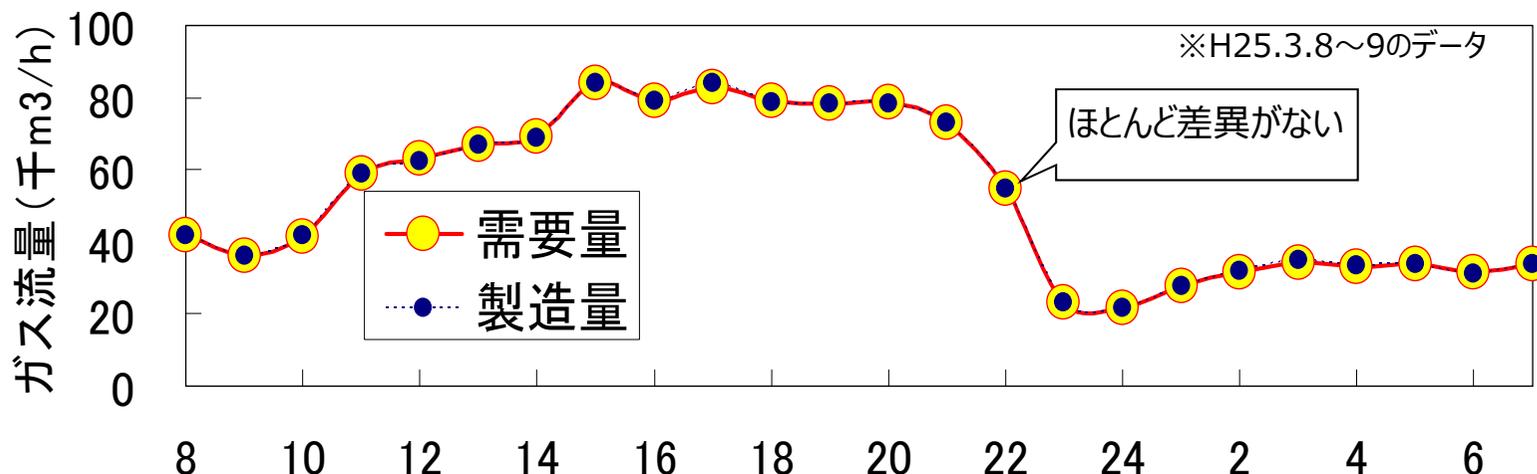
※ただし、100万m³/年未満のお客さまは、ガス需要量の計画値にガス製造量の実績を合わせる簡易同時同量が可能であり、通信装置が不要

3-2. 同時同量制度の課題（1時間単位の同時同量）

ガス需要量とガス製造量の推移



既存事業者



関西電力

- 既存事業者はガス導管ネットワークの貯蔵機能を活用することにより製造設備の効率的な運用を行っており、**ほぼ1日単位で製造量と需要量を一致（同時同量）**させているものと推測
- 一方、当社は、1時間単位の同時同量が課されているため、製造量と需要量が1時間単位で一致するように制御せざるを得ず、**ガス導管の貯蔵機能活用による製造設備の効率運用ができない。**

3-3. 同時同量制度の課題（通信設備の設置）

78.8円/m ³		新規参入者のみが 負担する通信コスト 4.0円/m ³	<table border="1"> <tr> <td>新規参入者の 通信設備費</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>既存事業者の 通信設備費</td> <td>2.0</td> </tr> </table>		新規参入者の 通信設備費	2.0	既存事業者の 通信設備費	2.0
新規参入者の 通信設備費	2.0							
既存事業者の 通信設備費	2.0							
石油税、熱調コスト等			石油税、熱調コスト等	既存事業者と同等程度と仮定 $300\text{万円} \times \text{通信設備}2\text{箇所} \div 100\text{万m}^3/\text{年} \div 3\text{年}$				
託送料相当	↔ 内外一致 ↔		託送料相当					
原料費	↔ 同程度 ↔		原料費	前提条件 ・年間使用量：100万m ³ /年 ・契約期間：3年 ・計量器：2個 ・通信設備：2箇所×2=4個				
既存事業者の価格（想定） （大口契約）			新規参入者の販売価格					

- **既存事業者**は、自社の需要家に対して**通信設備を設置しておらず**、託送供給を利用している**新規参入者のみが、既存事業者分も含めた通信設備の設置コストを負担**
- また、一つの需要場所に複数の供給管がある場合には、**供給管の数だけ1組2個の通信設備を設置し、新規参入者が負担する通信コストは過大となり、新規参入はますます困難**

3-4. 同時同量制度の今後のあり方

< 1 時間単位の同時同量 >

- ガスは電気と違い、事業者が製造したガスは需要家で直ちに消費されないため、1 時間単位で厳密にネットワーク全体の需要量と製造量を一致させる必要はない。
- 実際に、既存事業者はネットワークの貯蔵機能を活用し、ほぼ 1 日単位で製造量を平準化
- 一方、新規参入者は、1 時間単位の同時同量制度のために、ガス導管ネットワークの貯蔵機能を活用できず、託送設備の効率的運用による製造コスト低減が図れない。

【参考：諸外国の同時同量単位】 ・英国、フランス、イタリア等の欧州：1 日 ・米国：1 日あるいは1ヶ月

< 通信装置の設置 >

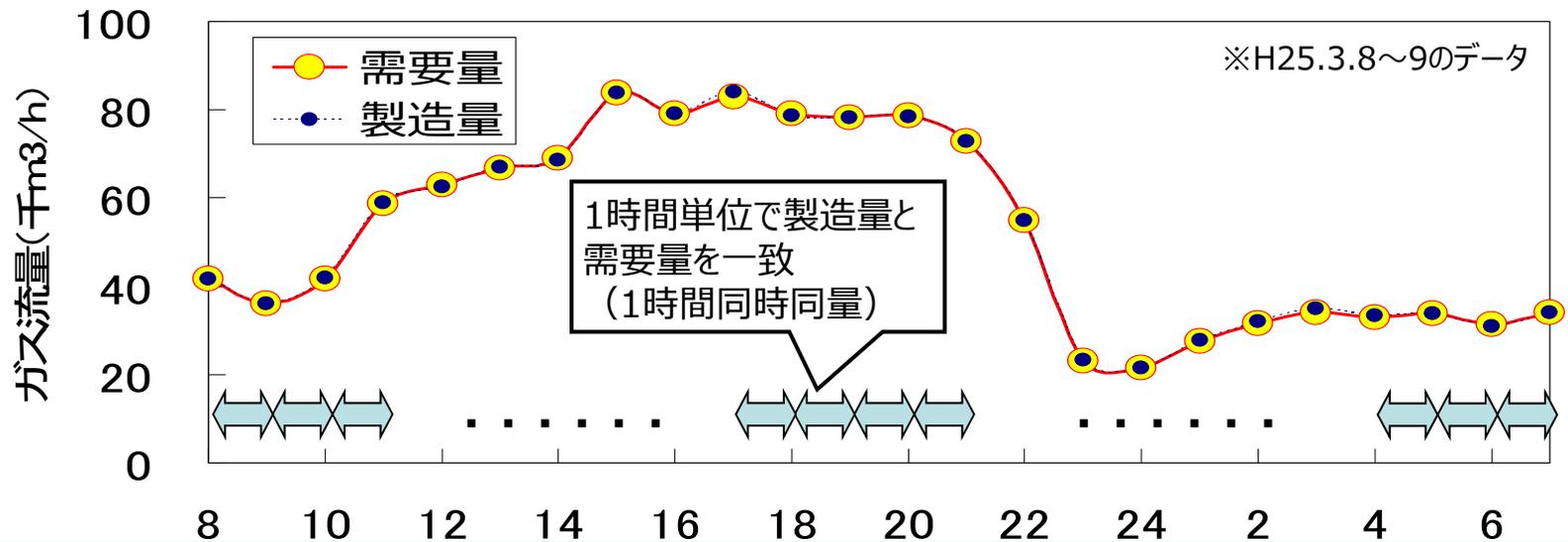
- 既存事業者は、自社の需要家に対して通信設備を設置しておらず、自社の需要量予測に基づき製造計画を作成・運用し、簡易同時同量と同じ運用を行っている。
- 一方、新規参入者においては、既存事業者分も含めた通信設備の設置コストを負担し、個別の需要量実績※に基づき、製造量を調整（※100万m³/年未満の需要は、計画値で可）

○ 新規参入者と既存事業者とのイコールフットイングを図るため、以下の制度変更をお願いしたい。

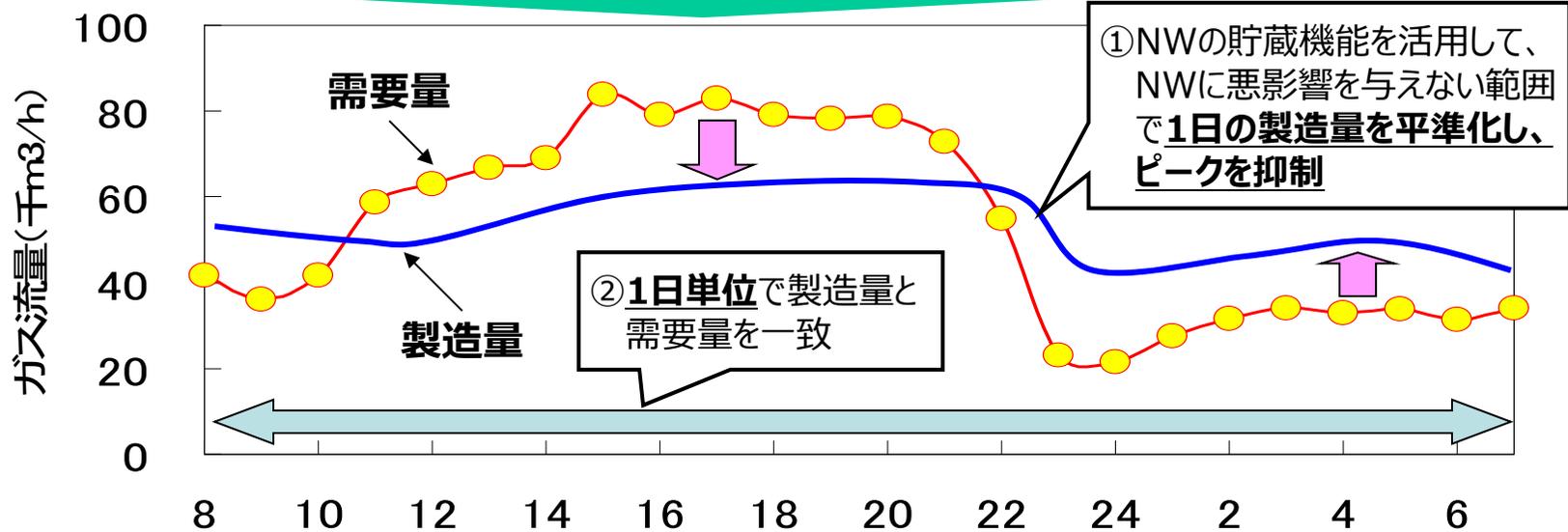
- ・「1 時間単位の同時同量」を「NWの貯蔵機能を活用した製造量の平準化 + 1 日単位での製造量と需要量の一致」（1 日同時同量）に変更 ⇒ 次頁参考
- ・「通信装置の設置を不要とし、全面的な簡易同時同量」に変更

参考. 同時同量制度の今後のイメージ

現行



今後のイメージ

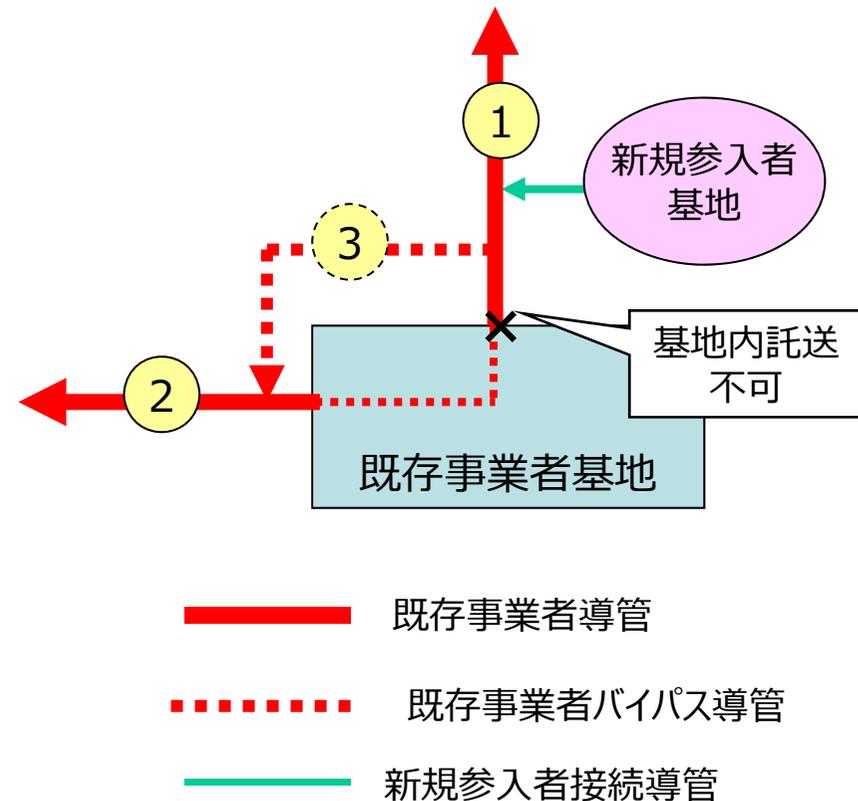


「1時間同時同量」 ⇒ 「1日同時同量 (① + ②)」への変更をお願いしたい

4-1. ガス導管の増強コスト負担の事例

＜新規参入者LNG基地からの託送供給検討の事例＞

- 新規に託送を利用すべく、新規参入者のLNG基地から既存事業者のガス導管への接続を検討
- 新規参入者は基地近傍の高圧導管①へ接続を希望するも、既存事業者の運用上の制約等から、**託送を利用できる量が制限され、実質的に託送利用不可**
- 既存事業者の運用制約を解消し十分な託送利用可能量を確保するためには、新規参入者が接続する高圧導管①と別の高圧導管②とのバイパス導管③工事（導管増強）が必要となるが、**高額な増強コストが全額新規参入者負担（特定負担）となっており、実現の見通しが立たず**（基地内の導管を通過する託送利用は認められていない）

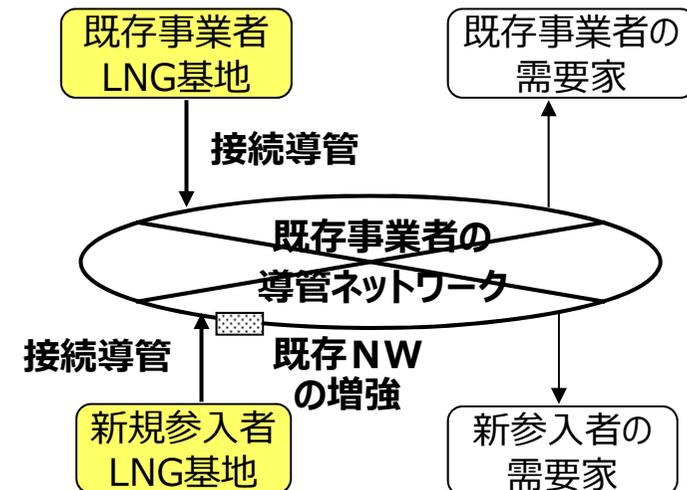


○託送制度は既存事業者の導管網を有効利用することが前提となっている以上、**ガス導管増強コストについては、合理的な方法で新規事業者と既存事業者が負担する仕組みを整備すべき**

4-2. ガス導管の増強コスト負担のあり方

＜現状のガス導管の増強コスト負担＞

	既存事業者	新規参入者
接続導管コスト	一般負担 (託送料金に包含)	特定負担 (新規参入者が負担)
既存NW増強コスト	一般負担 (託送料金に包含)	特定負担 (新規参入者が負担)



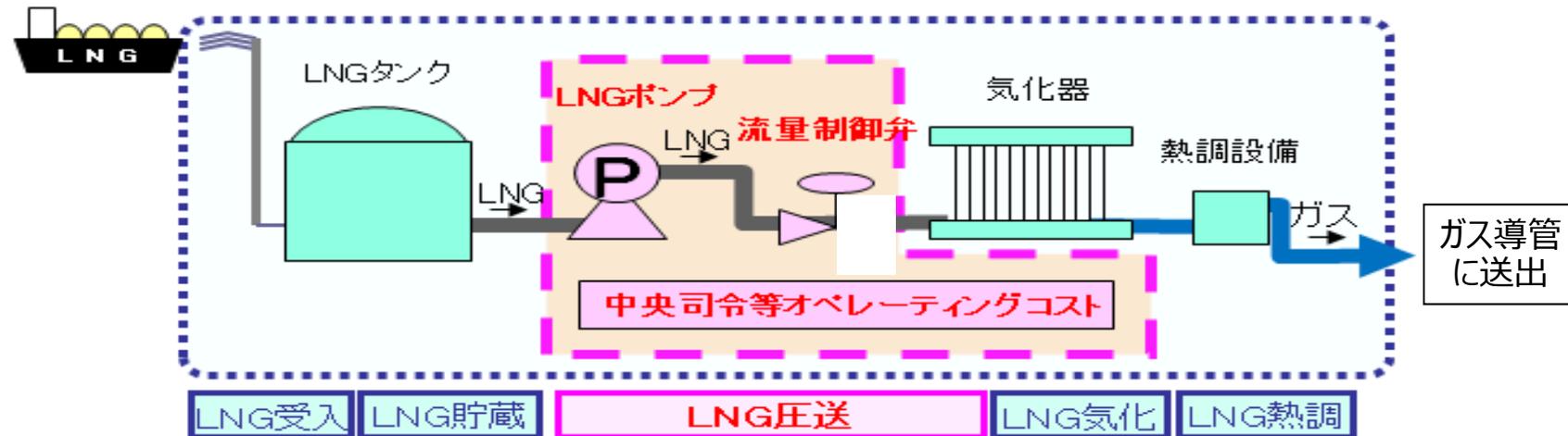
- 接続導管のコスト、既存ネットワークの増強コストともに、**新規参入者だけが特定負担となっており、イコールフットイングが確保されていない。**



- 中立性の確保（新規参入による需要家選択肢の拡大）と託送料金の低廉化の両面を踏まえ、
・接続導管のコスト負担：特定負担　・既存NWの増強コスト負担：一般負担
に統一し、**既存事業者と新規参入者のイコールフットイングを図るべき**
- また、前頁の事例においては、既存事業者が基地に繋がっている導管同士で相互にガスを融通しているのであれば、**イコールフットイングの観点から、新規参入者も既存事業者の基地内を通過する託送を許容し、最も安価なネットワーク増強コストを選択すべき**

5-1. 託送料金の透明化（気化圧送原価）

<気化圧送原価>



- 現状では、託送料金原価には、ガス導管ネットワークの原価に加え、上図の「**LNG圧送原価**」と「**LNG気化原価**」が含まれている。
- 圧力維持に関係のない「LNG気化原価」が託送料金に含まれている**ため、**新規参入者は余分なコストを負担**している。
- H24.3の省令改正時に、託送料金原価から「LNG気化原価」を除外**となったが、託送供給実施者（既存事業者）への影響を踏まえ、**H30年まで除外しなくてもよい経過措置が設定**された。

競争上のイコールフットイング確保の観点から、経過措置を待たずに早期に気化原価を撤廃

5-2. 託送料金の透明化（超過利潤・託送料金(約款)規制)

<超過利潤>

- 託送収支の超過利潤は、効率化インセンティブを阻害する恐れがあることから、**経営効率化による超過利潤は、内部留保相当額（使途は託送料金値下げまたは託送関連設備投資の原資に限定）に算入しないこと**となっている。
- そのため、**経営効率化による超過利潤については、託送部門のみに使われることが担保できず、新規参入者と既存事業者とイコールフットイングが確保できていない状況**



超過利潤のうち経営効率化によって生じた分についても、託送部門に使途を限定すべき

<託送料金（約款）規制>

- 小売全面自由化のもと、新規参入者が公平に扱われるよう、託送料金のより一層の適正性・透明性の確保が必要



「値上げ：認可制、値下げ：変更命令付き届出制」とすべき